

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

湧水町木場1899番地2

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値	理由						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10								
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されな	-	-	検査されな	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物																		0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
4	水銀及びその化合物																		0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
5	セレン及びその化合物																		0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
6	鉛及びその化合物																		0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
7	ヒ素及びその化合物																		0.01	0.002	0.001	0.002	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）	
8	六価クロム化合物																		0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
9	亜硝酸態窒素																		0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○														0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○														10	2.0	1.0	1.2	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物																		0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
13	ホウ素及びその化合物																		1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
14	四塩化炭素																		0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
15	1,4-ジオキサン																		0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン																		0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
17	ジクロロメタン																		0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
18	テトラクロロエチレン																		0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
19	トリクロロエチレン																		0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
20	ペルフルオロオクタン酸(PFOs)及びペルフルオロデカン酸(PFOA)	○			○														0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度（3年間）まで1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
21	ベンゼン																		0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
22	塩素酸	○			○														0.6	-	-	0.07	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
23	クロロ酢酸	○			○														0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
24	クロロホルム	○			○														0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
25	ジクロロ酢酸	○			○														0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
26	ジブロモクロロメタン	○			○														0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
27	臭素酸	○			○														0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
28	総トリハロメタン	○			○														0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
29	トリクロロ酢酸	○			○														0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
30	ブロモジクロロメタン	○			○														0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
31	ブロモホルム	○			○														0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
32	ホルムアルデヒド	○			○														0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査（水道法：4回/1年）	
33	亜鉛及びその化合物																		1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
34	アルミニウム及びその化合物																		0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
35	鉄及びその化合物																		0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
36	銅及びその化合物																		1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
37	ナトリウム及びその化合物																		200	40.0	20.0	7.8	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
38	マンガン及びその化合物																		0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)																		300	60	30	51	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査（水道法：1回/1年）	
41	蒸発残留物	○			○														500	100	50	144	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査（水道法：4回/1年）	
42	陰イオン界面活性剤																		0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
43	ジェオスミン																		0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
44	2-メチルイソボルネオール																		0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査（ただし藻類の発生が少ない時期を除きます）	
45	非イオン界面活性剤																		0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
46	フェノール類																		0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査（水道法：1回/3年）	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.7	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		24	9	9	24	9	9	24	9	9	24	9	9	52	9	9		項目数						

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

湧水町稲葉崎779番地1 稲葉崎下コミュニティセンター

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10				
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
3	カドミウム及びその化合物															0.003	0.0006	0.0003	-	
4	水銀及びその化合物															0.0005	0.00010	0.00005	-	
5	セレン及びその化合物															0.01	0.002	0.001	-	
6	鉛及びその化合物															0.01	0.002	0.001	-	
7	ヒ素及びその化合物															0.01	0.002	0.001	-	
8	六価クロム化合物															0.02	0.004	0.002	-	
9	亜硝酸態窒素															0.04	0.008	0.004	-	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン															0.01	-	-	-	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素															10	2.0	1.0	-	
12	フッ素及びその化合物															0.8	0.16	0.08	-	
13	ホウ素及びその化合物															1.0	0.2	0.1	-	
14	四塩化炭素															0.002	0.0004	0.0002	-	
15	1,4-ジオキサン															0.05	0.010	0.005	-	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン															0.04	0.008	0.004	-	
17	ジクロロメタン															0.02	0.004	0.002	-	
18	テトラクロロエチレン															0.01	0.002	0.001	-	
19	トリクロロエチレン															0.01	0.002	0.001	-	
20	ヘキサフルオロエチレン酸 (PFOS) 及びヘキサフルオロプロパノ酸 (PFPA)															0.00005	0.000010	0.000005	-	
21	ベンゼン															0.01	0.002	0.001	-	
22	塩素酸															0.6	-	-	-	
23	クロロ酢酸															0.02	-	-	-	
24	クロロホルム															0.06	-	-	-	
25	ジクロロ酢酸															0.03	-	-	-	
26	ジブロモクロロメタン															0.1	-	-	-	
27	臭素酸															0.01	-	-	-	
28	総トリハロメタン															0.1	-	-	-	
29	トリクロロ酢酸															0.03	-	-	-	
30	ブロモジクロロメタン															0.03	-	-	-	
31	ブロモホルム															0.09	-	-	-	
32	ホルムアルデヒド															0.08	-	-	-	
33	亜鉛及びその化合物															1.0	0.20	0.10	-	
34	アルミニウム及びその化合物															0.2	0.04	0.02	-	
35	鉄及びその化合物															0.3	0.06	0.03	-	
36	銅及びその化合物															1.0	0.20	0.10	-	
37	ナトリウム及びその化合物															200	40.0	20.0	-	
38	マンガン及びその化合物															0.05	0.010	0.005	-	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)															300	60	30	-	
41	蒸発残留物															500	100	50	-	
42	陰イオン界面活性剤															0.2	0.04	0.02	-	
43	ジェオスミン															0.00001	0.000002	0.000001	-	
44	2-メチルイソボルネオール															0.00001	0.000002	0.000001	-	
45	非イオン界面活性剤															0.02	0.004	0.002	-	
46	フェノール類															0.005	0.0010	0.0005	-	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

項目数

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

湧水町木場1409番地 城山運動公園

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01～ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		(1) 1/5	(2) 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
3	カドミウム及びその化合物															0.003	0.0006	0.0003	-		
4	水銀及びその化合物															0.0005	0.00010	0.00005	-		
5	セレン及びその化合物															0.01	0.002	0.001	-		
6	鉛及びその化合物															0.01	0.002	0.001	-		
7	ヒ素及びその化合物															0.01	0.002	0.001	-		
8	六価クロム化合物															0.02	0.004	0.002	-		
9	亜硝酸態窒素															0.04	0.008	0.004	-		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン															0.01	-	-	-		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素															10	2.0	1.0	-		
12	フッ素及びその化合物															0.8	0.16	0.08	-		
13	ホウ素及びその化合物															1.0	0.2	0.1	-		
14	四塩化炭素															0.002	0.0004	0.0002	-		
15	1,4-ジオキサン															0.05	0.010	0.005	-		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン															0.04	0.008	0.004	-		
17	ジクロロメタン															0.02	0.004	0.002	-		
18	テトラクロロエチレン															0.01	0.002	0.001	-		
19	トリクロロエチレン															0.01	0.002	0.001	-		
20	ヘキサフルオロエチレン酸 (PFOS) 及びヘキサフルオロプロパノ酸 (PFOA)															0.00005	0.000010	0.000005	-		
21	ベンゼン															0.01	0.002	0.001	-		
22	塩素酸															0.6	-	-	-		
23	クロロ酢酸															0.02	-	-	-		
24	クロロホルム															0.06	-	-	-		
25	ジクロロ酢酸															0.03	-	-	-		
26	ジブロモクロロメタン															0.1	-	-	-		
27	臭素酸															0.01	-	-	-		
28	総トリハロメタン															0.1	-	-	-		
29	トリクロロ酢酸															0.03	-	-	-		
30	ブロモジクロロメタン															0.03	-	-	-		
31	ブロモホルム															0.09	-	-	-		
32	ホルムアルデヒド															0.08	-	-	-		
33	亜鉛及びその化合物															1.0	0.20	0.10	-		
34	アルミニウム及びその化合物															0.2	0.04	0.02	-		
35	鉄及びその化合物															0.3	0.06	0.03	-		
36	銅及びその化合物															1.0	0.20	0.10	-		
37	ナトリウム及びその化合物															200	40.0	20.0	-		
38	マンガン及びその化合物															0.05	0.010	0.005	-		
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)															300	60	30	-		
41	蒸発残留物															500	100	50	-		
42	陰イオン界面活性剤															0.2	0.04	0.02	-		
43	ジェオスミン															0.00001	0.000002	0.000001	-		
44	2-メチルイソボルネオール															0.00001	0.000002	0.000001	-		
45	非イオン界面活性剤															0.02	0.004	0.002	-		
46	フェノール類															0.005	0.0010	0.0005	-		
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査（水道法：毎月）	
		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

湧水町米永1843番地6 会田公民館

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値	理由				
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10						
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	1	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物														○		0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
4	水銀及びその化合物														○		0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
5	セレン及びその化合物														○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
6	鉛及びその化合物														○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
7	ヒ素及びその化合物														○		0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
8	六価クロム化合物														○		0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
9	亜硝酸態窒素														○		0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○										○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○										○		10	2.0	1.0	0.7	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物														○		0.8	0.16	0.08	0.12	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)	
13	ホウ素及びその化合物														○		1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
14	四塩化炭素														○		0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
15	1,4-ジオキサン														○		0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン														○		0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
17	ジクロロメタン														○		0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
18	テトラクロロエチレン														○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
19	トリクロロエチレン														○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
20	ペルフルオロオキシド(PFOS)及びペルフルオロカルボン酸(PFOA)	○			○										○		0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
21	ベンゼン														○		0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
22	塩素酸	○			○										○		0.6	-	-	0.07	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
23	クロロ酢酸	○			○										○		0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
24	クロロホルム	○			○										○		0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
25	ジクロロ酢酸	○			○										○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
26	ジブロモクロロメタン	○			○										○		0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
27	臭素酸	○			○										○		0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
28	総トリハロメタン	○			○										○		0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
29	トリクロロ酢酸	○			○										○		0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
30	ブロモジクロロメタン	○			○										○		0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
31	ブロモホルム	○			○										○		0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
32	ホルムアルデヒド	○			○										○		0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
33	亜鉛及びその化合物														○		1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
34	アルミニウム及びその化合物														○		0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
35	鉄及びその化合物														○		0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
36	銅及びその化合物														○		1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
37	ナトリウム及びその化合物														○		200	40.0	20.0	10.3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
38	マンガン及びその化合物														○		0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	8.6	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)														○		300	60	30	52	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)	
41	蒸発残留物	○			○										○		500	100	50	160	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)	
42	陰イオン界面活性剤														○		0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
43	ジェオスミン														○		0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)	
44	2-メチルイソボルネオール														○		0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)	
45	非イオン界面活性剤														○		0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
46	フェノール類														○		0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.7	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	-	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
		24	9	9	24	9	9	24	9	9	52	9	9				項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

湧水町幸田1674番地18

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物																		0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
4	水銀及びその化合物																		0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
5	セレン及びその化合物																		0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
6	鉛及びその化合物																		0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
7	ヒ素及びその化合物																		0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
8	六価クロム化合物																		0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
9	亜硝酸態窒素																		0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○					○									0.01	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○					○									10	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物																		0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
13	ホウ素及びその化合物																		0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
14	四塩化炭素																		0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
15	1,4-ジオキサン																		0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン																		0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
17	ジクロロメタン																		0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
18	テトラクロロエチレン																		0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
19	トリクロロエチレン																		0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
20	ペルフルオロオキシド(PFOS)及びペルフルオロカルボン酸(PFOA)	○			○					○									0.00005	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
21	ベンゼン																		0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
22	塩素酸	○			○					○									0.6	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
23	クロロ酢酸	○			○					○									0.02	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
24	クロロホルム	○			○					○									0.06	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
25	ジクロロ酢酸	○			○					○									0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
26	ジブロモクロロメタン	○			○					○									0.1	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
27	臭素酸	○			○					○									0.01	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
28	総トリハロメタン	○			○					○									0.1	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
29	トリクロロ酢酸	○			○					○									0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
30	ブロモジクロロメタン	○			○					○									0.03	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
31	ブロモホルム	○			○					○									0.09	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
32	ホルムアルデヒド	○			○					○									0.08	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
33	亜鉛及びその化合物																		1.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
34	アルミニウム及びその化合物																		0.2	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)	
35	鉄及びその化合物																		0.3	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
36	銅及びその化合物																		1.0	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
37	ナトリウム及びその化合物																		200	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
38	マンガン及びその化合物																		0.05	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)																		300	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
41	蒸発残留物	○			○					○									500	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)	
42	陰イオン界面活性剤																		0.2	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
43	ジェオスミン																		0.00001	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)	
44	2-メチルイソボルネオール																		0.00001	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)	
45	非イオン界面活性剤																		0.02	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
46	フェノール類																		0.005	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.6	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	異常なし 検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
		24	9	9	24	9	9	24	9	9	52	9	9						項目数		

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

湧水町川添 1 3 4 7 番地 1

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値	理由			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10					
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されな いこと	-	-	検査されな い	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物														○	0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
4	水銀及びその化合物														○	0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
5	セレン及びその化合物														○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
6	鉛及びその化合物														○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
7	ヒ素及びその化合物														○	0.01	0.002	0.001	0.001	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
8	六価クロム化合物														○	0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
9	亜硝酸態窒素														○	0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○										○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○										○	10	2.0	1.0	0.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物														○	0.8	0.16	0.08	0.08	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
13	ホウ素及びその化合物														○	1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
14	四塩化炭素														○	0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
15	1,4-ジオキサン														○	0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン														○	0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
17	ジクロロメタン														○	0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
18	テトラクロロエチレン														○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
19	トリクロロエチレン														○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
20	ヘキサフルオロエチレン(PFOS)及びヘキサフルオロプロパノ酸(PFOA)	○			○										○	0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
21	ベンゼン														○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
22	塩素酸	○			○										○	0.6	-	-	0.07	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
23	クロロ酢酸	○			○										○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
24	クロロホルム	○			○										○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
25	ジクロロ酢酸	○			○										○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
26	ジブロモクロロメタン	○			○										○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
27	臭素酸	○			○										○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
28	総トリハロメタン	○			○										○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
29	トリクロロ酢酸	○			○										○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
30	ブロモジクロロメタン	○			○										○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
31	ブロモホルム	○			○										○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
32	ホルムアルデヒド	○			○										○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
33	亜鉛及びその化合物														○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
34	アルミニウム及びその化合物														○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
35	鉄及びその化合物														○	0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
36	銅及びその化合物														○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
37	ナトリウム及びその化合物														○	200	40.0	20.0	5.4	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
38	マンガン及びその化合物														○	0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	3.4	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)														○	300	60	30	29	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
41	蒸発残留物	○			○										○	500	100	50	112	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)	
42	陰イオン界面活性剤														○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
43	ジェオスミン														○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)	
44	2-メチルイソボルネオール														○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)	
45	非イオン界面活性剤														○	0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
46	フェノール類														○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.8	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)	
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)	
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査 (水道法:毎月)	
		24	9	9	24	9	9	24	9	9	52	9	9			項目数					

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」

水質検査表

令和8年度水質検査計画

水道施設名

湧水町中津川1621番地3

No	項目	令和8年度検査頻度												基準値	頻度減基準		2023/01/01~ 3年間の最大値	理由		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10				
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検査されな	-	-	検査されな	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
3	カドミウム及びその化合物													○	0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
4	水銀及びその化合物													○	0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
5	セレン及びその化合物													○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
6	鉛及びその化合物													○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
7	ヒ素及びその化合物													○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
8	六価クロム化合物													○	0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
9	亜硝酸態窒素													○	0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○									○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○									○	10	2.0	1.0	1.3	検査回数を減らすことのできる項目ですが地域性を考慮し安全確認のため1年に4回の検査	
12	フッ素及びその化合物													○	0.8	0.16	0.08	0.08未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
13	ホウ素及びその化合物													○	1.0	0.2	0.1	0.1未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
14	四塩化炭素													○	0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
15	1,4-ジオキサン													○	0.05	0.010	0.005	0.005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン													○	0.04	0.008	0.004	0.004未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
17	ジクロロメタン													○	0.02	0.004	0.002	0.002未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
18	テトラクロロエチレン													○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
19	トリクロロエチレン													○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
20	ペルフルオロオキシド(PFOS)及びペルフルオロカルボン酸(PFOA)	○			○									○	0.00005	0.000010	0.000005	-	令和8年4月より水質基準へ移行のため令和10年度(3年間)まで1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
21	ベンゼン													○	0.01	0.002	0.001	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
22	塩素酸	○			○									○	0.6	-	-	0.08	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
23	クロロ酢酸	○			○									○	0.02	-	-	0.002未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
24	クロロホルム	○			○									○	0.06	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
25	ジクロロ酢酸	○			○									○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
26	ジブロモクロロメタン	○			○									○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
27	臭素酸	○			○									○	0.01	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
28	総トリハロメタン	○			○									○	0.1	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
29	トリクロロ酢酸	○			○									○	0.03	-	-	0.003未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
30	ブロモジクロロメタン	○			○									○	0.03	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
31	ブロモホルム	○			○									○	0.09	-	-	0.001未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
32	ホルムアルデヒド	○			○									○	0.08	-	-	0.008未満	検査回数を減らすことができない項目のため1年に4回以上の検査(水道法:4回/1年)	
33	亜鉛及びその化合物													○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
34	アルミニウム及びその化合物													○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
35	鉄及びその化合物													○	0.3	0.06	0.03	0.03未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
36	銅及びその化合物													○	1.0	0.20	0.10	0.01未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
37	ナトリウム及びその化合物													○	200	40.0	20.0	8.2	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
38	マンガン及びその化合物													○	0.05	0.010	0.005	0.001未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
39	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	5.9	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)													○	300	60	30	36	過去の最大値が頻度減の①以下のため1年に1回の検査(水道法:1回/1年)	
41	蒸発残留物	○			○									○	500	100	50	139	過去の最大値が頻度減の①より大きいため1年に4回の検査(水道法:4回/1年)	
42	陰イオン界面活性剤													○	0.2	0.04	0.02	0.02未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
43	ジェオスミン													○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)	
44	2-メチルイソボルネオール													○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	検査回数の減不可のため毎月検査(ただし藻類の発生が少ない時期を除きます)	
45	非イオン界面活性剤													○	0.02	0.004	0.002	0.005未満	水源周辺に変化がなく過去の検査結果が基準値の1/2を超えていない為、水道法施行規則第15条第1項第4号に基づき省略。	
46	フェノール類													○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	過去の最大値が頻度減の②以下ですが安全を考慮し1年に1回以上の検査(水道法:1回/3年)	
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
48	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.6	-	-	7.4	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
49	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
50	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	異常なし	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)
51	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
52	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	検査回数の減不可のため毎月検査(水道法:毎月)	
		24	9	9	24	9	9	24	9	9	52	9	9	項目数						

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.47 [mg/L]」、「No.51~No.52 [度]」、「No.2及びNo.48~No.50 [単位なし]」